

JIS

UDC 669.1 : 543.426

G 1256

鉄及び鋼—蛍光X線分析方法

JIS G 1256⁻¹⁹⁹⁷

(2003 確認)

(2008 確認)

平成 9 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS G 1256-1982は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正は、定量範囲の拡大とともに、装置性能基準及び検量線の検定・校正に許容差を規定し、分析精度の向上を図っている。

また、標準物質や校正用試料についても明確化している。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 48. 3. 1 改正：平成 9. 4. 20

官 報 公 示：平成 9. 4. 21

原案作成協力者：社団法人 日本鉄鋼連盟

審 議 部 会：日本工業標準調査会 鉄鋼部会（部会長 木原 諄二）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

日 本 工 業 規 格

JIS

鉄及び鋼—蛍光X線分析方法 G 1256 : 1997

正 誤 票

ペ ー ジ	位 置	誤	正
9 10	表5 備考1.の上から4 行目	σ_{RW} は、表7による。 …定量値 W_i を算出する。	σ_{RW} は、表6による。 …定量値 $\hat{W}_i$ を算出する。

備考1. この正誤票は、第1刷に対するものです。

2. この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料規格課 (〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1) へ連絡してください。

1997.11 日本規格協会 発行

白 紙

鉄及び鋼—蛍光X線分析方法

G 1256-1997

Iron and steel—Method for
X-ray fluorescence spectrometric analysis

1. 適用範囲 この規格は、鉄鋼及び超合金の塊状又は板状試料の蛍光X線分析方法について規定し、表1に示した各成分の定量に適用する。

表1 適用する成分及び定量範囲

成分	定量範囲 % (m/m)
けい素	0.002以上 10 以下
マンガン	0.001以上 30 以下
りん	0.001以上 1 以下
硫黄	0.001以上 0.6以下
ニッケル	0.002以上 99.5以下
クロム	0.001以上 50 以下
モリブデン	0.001以上 30 以下
銅	0.001以上 10 以下
タングステン	0.002以上 25 以下
バナジウム	0.001以上 6 以下
コバルト	0.002以上 60 以下
チタン	0.001以上 10 以下
アルミニウム	0.002以上 12 以下
ひ素	0.002以上 0.3以下
すず	0.002以上 0.6以下
鉛	0.002以上 0.4以下
亜鉛	0.001以上 0.1以下
ジルコニウム	0.001以上 2 以下
ニオブ	0.001以上 10 以下
マグネシウム	0.003以上 0.2以下
カルシウム	0.001以上 0.1以下
タンタル	0.002以上 15 以下
アンチモン	0.002以上 0.7以下
セレン	0.001以上 0.5以下
テルル	0.002以上 0.2以下
ビスマス	0.001以上 0.2以下
鉄	0.003以上 50 以下
ランタン	0.002以上 0.2以下
セリウム	0.003以上 0.6以下
プラセオジウム	0.002以上 0.1以下
ネオジウム	0.003以上 0.3以下

備考1. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS G 0203 鉄鋼用語(製品及び品質)

JIS G 0303 鋼材の検査通則

JIS G 0306 鍛鋼品の製造、試験及び検査の通則